

令和３年度県九度山ＦＭ中継局保守業務委託仕様書

この業務は、和歌山県が所有する県九度山ＦＭ中継局の設備全般の保守及び管理を行い、免許人である株式会社和歌山放送が行うＦＭ補完放送を良好に維持、継続するために保守業務を委託するものである。なお、本仕様書で、甲とは和歌山県をいい、乙とは受託業者をいう。

- 1 事業年度
令和３年度
- 2 業務名称
令和３年度県九度山ＦＭ中継局保守業務委託
- 3 設備名
県九度山ＦＭ中継局（免許人：株式会社和歌山放送）
- 4 業務場所
伊都郡九度山町慈尊院４２５番２
- 5 契約期間
令和３年４月１日から令和４年３月３１日
- 6 対象設備

- (１) ＦＭ放送装置（２０Ｗ）
- (２) 受配電設備
- (３) 空中線設備
- (４) 予備電源設備（発電機）（５ＫＶＡ）
- (５) 空調機設備
- (６) 局舎（４．８㎡）、敷地（２０㎡）
- (７) 送信所監視装置
- (８) 予備品及び備品

※安全管理上、施設の詳細な仕様及び図面をホームページで提示できないため、必要に応じ、事前に担当者に連絡のうえ、関係図書の閲覧及び現地確認すること。

- 7 業務従事者・内容
 - (１) **FM** 放送設備の運用に必要な知識、経験を要し、電波法に定める放送設備操作に必要な資格者（第２級陸上無線技術士以上）の措置
 - (２) 定期的（年間 夜間１回）に行う機器の特性を維持するための綿密な調整と測定
 - (３) 定期的（年間 昼間３回）に行う機器の点検と放送中に行える調整
 - (４) 停波及び障害発生時の緊急出向及び初動への対応
 - (５) 送受信所施設、敷地、道路、電路の定期的な点検
 - (６) 局舎、敷地の軽微な整備と清掃
 - (７) 予備品及び備品の管理
 - (８) 空調機点検作業
 - (９) 放送設備用ＵＰＳバッテリーの調達及び交換作業
 - (１０) 空中線設備点検作業

- 8 業務報告
乙は保守業務を行ったときは定期的に報告すること。

- 9 その他
この仕様書に定めのない事項に関しては、甲乙協議のうえ決定する。